様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

大阪府

整理番号	整－R8－4	指定年月日・指定番号	令和８年５月７日 指-159号	所在地	守口市南寺方東通一丁目98番、99番、100番、101番、101番１、120番13、120番14、120番26、120番35、120番36及び151番の各一部、大字高瀬旧世木638番３及び944番の各一部、大字高瀬旧大枝908番２の一部並びに水路の一部

調製・訂正年月日	令和８年５月７日調製		
形質変更時要届出区域の概況	事業所敷地	面積	7,735.92㎡

法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	法第14条第３項の規定に基づき指定
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	
第58条第５項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	第10号（自然由来特例区域）に該当（一部の人為由来区画を除く）

形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	令和8年3月31日	水銀及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社ＫＧＳ
	令和8年3月31日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社ＫＧＳ
	令和8年3月31日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社ＫＧＳ
	令和8年3月31日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社ＫＧＳ

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。